年金額、給付金額などが削減される場合について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
〈お問合せ先〉生命保険契約者保護機構　TEL：03-3286-2820
ホームページアドレス：http://www.seihohogo.jp/

ご契約の際には、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」、「当冊子［商品のご案内、ご契約のしおり・約款］」および「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

・「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」、「当冊子［商品のご案内、ご契約のしおり・約款］」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについて説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。

（「ご契約のしおり・約款」記載事項の例）
◆保険契約お申込みの撤回（クーリング・オフ）について
◆特別勘定と資産運用について
◆職業などの告知義務について
◆保険会社の責任開始期について
◆死亡給付金などをお支払いしない場合などについて
◆解約と払いもどし金について
◆配当金について

・また、**「特別勘定のしおり」**は特別勘定が投資する投資信託などについて説明しています。こちらについても必ずご一読のうえ、大切に保存してください。

くわしくは、変額保険の販売資格を持つ株式会社東京スター銀行の担当者（生命保険募集人）にご相談ください。

●この保険の販売資格について
この保険の販売は、生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に氏名が登録された者のみが行なえます。株式会社東京スター銀行の担当者（生命保険募集人）の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、アクサ生命のカスタマーサービスセンター（TEL:0120−948−193　受付時間：平日 9:00〜17:00（土・日・祝日および12/31〜1/3を除く））までご連絡ください。

●生命保険募集人について
株式会社東京スター銀行の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに、有効に成立します。

募集代理店
TOKYO STAR BANK 東京スター銀行
〒107-8480　東京都港区赤坂1-6-16
0120-330-655
（平日 9:00〜21:00　土日祝日 9:00〜17:00　年末年始を除く）
ホームページ／http://www.tokyostarbank.co.jp

引受保険会社
アクサ生命保険株式会社
〒108-8020　東京都港区白金1-17-3
アクサ生命ホームページ　http://www.axa.co.jp/life/
（引受保険会社に関するお問合せ、ご照会は）
カスタマーサービスセンター　TEL 0120-948-193
平日 9:00〜17:00（土・日・祝日および12/31〜1/3を除く）

AXA-10-0709-1321/9F7　2008.12.01

引受保険会社　アクサ生命保険株式会社

募集代理店　TOKYO STAR BANK 東京スター銀行

スターアキュムレーター

StarAccumulator

積立金最低保証特約・死亡給付金最低保証特約（基本保険金額型）付変額個人年金保険（米ドル建）

商品のご案内
ご契約のしおり・約款

商品パンフレット兼用

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

アクサ生命

2008.12

Be Life Confident

アクサ生命は世界で約6,700万人のお客さまを持つ世界的な保険・金融グループAXAの一員です。

AXAの目標は、生涯にわたってお客さまのニーズに確実にお応えするサービスを提供し、「フィナンシャル・プロテクション分野※」におけるリーダーとなる、ということです。世界に広がるすべてのAXAのメンバーカンパニーがこの共通の目標の実現を目指して日々努力を続けています。

※AXAは、自らのビジネスを定義する言葉として「フィナンシャル・プロテクション」を掲げています。「フィナンシャル・プロテクション」とは、あらゆるお客さまの生涯を通じて絶えず変化する、生命保険、老後資金、資産運用、相続などのニーズにお応えしていくビジネスです。

グローバルな市場で育んだ経験と実績を日本の皆さまに。

アクサ生命は1995年に日本で営業を開始し、AXAが世界で培ってきた知識と経験を活かして、日本のお客さまに商品・サービスを提供してまいりました。そしてこれからも、常にお客さまのニーズに適した革新的なソリューションの提供を目指していきます。

AXAグループの世界での保険事業による総売上高の地域別割合

◀ AXA本社（パリ）

AXAグループは、欧州、北米、アジア、太平洋地域を中心に世界のさまざまな国と地域で年金・保険・資産運用など、幅広い保険・金融サービスをお届けしております。日本の割合は約7%に達し、日本市場はグループ内における重要なマーケットとして、位置づけられております。

（2007年度実績）

アクサ生命の保険財務力格付け

スタンダード&プアーズ社より取得

標記の格付けは2008年10月末現在での評価であり、将来的には変化する可能性があります。また、格付けは格付機関の意見であり、保険金支払い等についての保証を行なうものではありません。
最新の格付け情報につきましては、スタンダード&プアーズ社のウェブサイトwww.standardandpoors.co.jpをご覧ください。

（2008年10月末現在）

▲ アクサ生命本社（東京）

AXAグループの主要業績

運用資産総額 約209兆5,716億円（約1兆2,810億ユーロ）※1

総売上高 約14兆8,221億円（約936億ユーロ）※1

純利益 約8,969億円（約56億ユーロ）※1

※1 換算レート 総売上、純利益：1ユーロ＝158.3円（2007年平均）
運用資産総額：1ユーロ＝163.6円（2007年12月31日）
＊AXAグループの2007年1－12月期の実績を記載しております。

アクサ生命の主要業績

総資産 約4兆8,638億円

保険料等収入 約6,645億円

個人保険・個人年金保険の保有件数 約379万件

＊アクサ生命の2008年3月末現在の実績を記載しています。

＊2004年度以前は、アクサ生命とアクサ グループライフ生命の各年度の数値を合算したものです。

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

US＄ 米ドル運用で、世界最大の米国マーケットに投資することができます

この保険は、米ドル建の変額個人年金保険です。一時払保険料のお払込みから死亡給付金、年金などのお受取りまで、米ドルでのお取扱いとなります。時価総額が世界最大規模（＊）で、収益機会の多様な米国の株式・債券市場に投資して資産の成長をめざします。

＊2008年9月末現在

80％ 株式組入比率最大80％まで可能

お客さまの運用スタイルに合わせて3つの特別勘定から選択できます。アクサ・アロケーションファンド80では、株式を80％まで組入れ、ダイナミックな運用を実現します。くわしくはP8〜9「特別勘定について」をご覧ください。

110％ 10年経過時に基本保険金額（一時払保険料）の110％を最低保証

運用実績にかかわらず、10年経過時の積立金額は基本保険金額（一時払保険料）の110％を米ドル建で最低保証します。積立金の最低保証を享受しながら、運用成果次第で更なる資産の成長が期待できます。

投資リスクについて

この保険は、積立金額および年金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動（増減）するしくみの米ドル建の変額個人年金保険です。
特別勘定資産の運用は、投資信託を利用して主に米国株式・米国債券などで行なっており、株式および公社債の価格変動に伴う投資リスクがあります。特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、運用実績によっては、ご契約を解約した場合の払いもどし金額などが一時払保険料を下回ることがあります。

為替リスクについて

この保険は米ドル建ですので、一時払保険料のお払込みおよび死亡給付金・年金などのお支払いは米ドルで行うしくみの保険です。
そのため、外国為替相場　の変動による影響を受けます。詳しくは、P14「為替リスクについて」をご覧くださ

費用について

この保険では、ご契約者などに諸費用をご負担いただきます。
くわしくはP12「解約・積立金の一部引出について」、P13「諸費用について」をご覧ください。

特別勘定について

投資配分比率（主に米国株式・米国債券に投資）の異なる3つの特別勘定からお選びいただけます

特別勘定の特長

1.特別勘定資産の運用対象となる投資信託は、主に米国株式・米国債券に分散投資
2.投資信託の運用会社はAXAグループの米国法人であるAXAエクイタブル・ライフ・インシュアランス・カンパニー（以後AXAエクイタブルと言い換えます。）
3.ファミリーファンド方式の投資信託を運用対象とし、マザーファンドは、厳選された副運用会社（サブマネージャー）が運用するマルチマネージャー方式を採用

運用のしくみ

各特別勘定は各ベビーファンド（ケイマン籍）に100%投資します

●各ベビーファンドは、各マザーファンドに基本資産配分に従い投資します。
●マザーファンドは、主に米国株式と米国債券に分散投資します。
（アクサ・オフショア・アグレッシブ・マルチマネージャー・ファンドはこれらに加え国際株式にも投資します。）

特別勘定名	アクサ・アロケーションファンド20	アクサ・アロケーションファンド50	アクサ・アロケーションファンド80
投資対象となる投資信託（ベビーファンド）	アクサ・アロケーションファンド20	アクサ・アロケーションファンド50	アクサ・アロケーションファンド80
投資対象となる投資信託の運用方針	当ファンドは、マザーファンドであるアクサ・オフショア・コンサバティブ・マルチマネージャー・ファンドに100%投資することにより、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行ないます。マザーファンドの基本投資配分比率は、主に米国株式20%、米国債券80%とします。主なリスクとして、株式の価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスクなどがあります。	当ファンドは、マザーファンドであるアクサ・オフショア・モデレート・マルチマネージャー・ファンドに100%投資することにより、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行ないます。マザーファンドの基本投資配分比率は、主に米国株式50%、米国債券50%とします。主なリスクとして、株式の価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスクなどがあります。	当ファンドは、マザーファンドであるアクサ・オフショア・モデレート・マルチマネージャー・ファンド*に25%、アクサ・オフショア・アグレッシブ・マルチマネージャー・ファンド*に75%投資することにより、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行ないます。（*以下「マザーファンド」といいます。）投資対象となる投資信託は、主に米国株式68.75%、国際株式11.25%、米国債券20%に投資します。（上記2つのマザーファンドの基本投資配分比率を基本資産配分ごとに調整しています。）主なリスクとして、株式の価格変動リスク、為替リスク、金利変動リスク、信用リスクなどがあります。
投資対象となる投資信託の投資配分	米国株式 20% 米国債券 80%	米国債券 50% 米国株式 50%	米国債券20% 国際株式 11.25% 米国株式 68.75%
運用関係費（*②）（特別勘定の運用などに必要な費用で、特別勘定が投資対象とする投資信託の管理報酬等が含まれます。）	年率1.4 %以内 管理報酬等は、投資信託の純資産額に対して、年率1.4%以内となります。（*①）	年率1.5 %以内 管理報酬等は、投資信託の純資産額に対して、年率1.5%以内となります。（*①）	年率1.6 %以内 管理報酬等は、投資信託の純資産額に対して、年率1.6%以内となります。（*①）
基本資産配分	100%	100%	25%　75%

<基本投資配分比率>

マザーファンド	アクサ・オフショア・コンサバティブ・マルチマネージャー・ファンド	アクサ・オフショア・モデレート・マルチマネージャー・ファンド	アクサ・オフショア・アグレッシブ・マルチマネージャー・ファンド
米国株式	20%	50%	75%
国際株式	0%	0%	15%
米国債券	80%	50%	10%
米国投資適格債	74%	46%	10%
米国高利回り債	6%	4%	0%

＊①管理報酬等は、運用会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社への報酬・費用、その他の費用（監査法人報酬など）で、各マザーファンドにおいて控除されます。
その他お客さまにご負担いただく費用には、有価証券の売買手数料および保有する有価証券の配当などに対する源泉徴収税などの諸費用がありますが、運用資産額や取引量などによって変動するため費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、各特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。
＊②運用関係費は、運用手法の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更となる可能性があります。
※特別勘定の種類、運用方針および上記運用会社などは、将来変更となる可能性があります。
※上記の基本資産配分および基本投資配分比率は、配分割合の目標であり、実際の配分割合と異なることがあります。基本投資配分比率の実際の配分割合につきましては、アクサ生命より年4回お送りする運用実績レポートでご確認ください。なお、アクサ生命ホームページでもご確認いただくことができます。今後、この基本資産配分および基本投資配分比率は、変更されることがあります。（2007年7月31日現在）

運用会社AXAエクイタブルについて

AXA EQUITABLE

1859年にニューヨーク州で設立された米国大手のひとつに数えられる生命保険会社です
●米国におけるAXAグループのメンバーカンパニーであるAXAフィナンシャルの完全子会社です。
●ファンド運用専業部門であるAXAファンド・マネジメントグループが、投資顧問業務を行なっています。

マルチマネージャー方式

運用会社AXAエクイタブルは、マザーファンドにおける資産クラスごとの基本投資配分比率を決定します
資産クラスごとの資産を実際に運用するサブマネージャーを選定し、モニタリングなどによりサブマネージャーの交代をしています

●運用会社は、米国株式・国際株式・米国債券の資産クラスごとの基本投資配分比率を決定し、運用状況などに応じて、当初決定した基本投資配分比率に近づけるように調整を随時実施することで、安定したポートフォリオを維持します。
●運用会社は、資産クラスごとの資産を実際に運用するサブマネージャーを選定し、モニタリングなどによりサブマネージャーの交代や配分比率の見直しを行ない、安定的な資産の成長を目指します。

リバランス
●実際の米国株式・国際株式・米国債券の資産カテゴリーおよび資産クラスごとの基本投資配分は、安定化を図るため随時リバランスを実施します。
※当ファンドの「リバランス」は、当初決定した基本投資配分比率に近づけるように調整することをいいます。
※「資産カテゴリー」とは米国株式・国際株式・米国債券、「資産クラス」とは米国投資適格債・米国高利回り債などを指します。

積立金の移転（スイッチング）

このご契約の3つの特別勘定内に限り、特別勘定の種類を自由に変更いただけます
（特別勘定の積立金全額を他の1つの特別勘定に移転することとなります。）

●月2回まで無料で積立金移転ができます。（3回目以降はお取扱いできません。）
●積立金移転はアクサ生命が必要書類を受付けた日の翌営業日の翌々日（積立金移転日）から効力を発生します。（営業日とはアクサ生命およびニューヨーク証券取引所の営業日です。）
●積立金の移転はアクサ生命ホームページからも行うことができます。
URL　http://www.axa.co.jp/life/
※積立金の移転が行われた場合の移転後の保険契約管理費は、移転前後の保険契約管理費のうちいずれか高い方を適用します。

特別勘定とは

この保険の資産については、特別勘定を設定することによって、他の保険種類の資産とは明確に区分し、管理・運用を行ないます

●特別勘定資産の運用方法については、ご契約者は一切の指図を行なうことはできません。
●特別勘定資産の運用は、生命保険会社の運用に関する法令・諸規定にしたがって行ないます。法令などの改正により運用制限に変更があった場合には、変更後の運用方針にしたがって特別勘定資産の運用を行ないます。

⚠特別勘定の資産運用は一定の収益も期待できますが、一方で、株式および公社債の価格変動などによっては、積立金額が一時払保険料相当額を下回る場合があります。

⚠特別勘定資産の運用結果は積立金額に直接反映されることから、資産運用の成果と投資リスクがともにご契約者に帰属することとなります。資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合や為替リスクが発生した場合でも、アクサ生命やアクサ生命の募集代理店および第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

※年金支払開始日以後は、特別勘定による運用はいたしません。
※特別勘定について、詳しくは、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

年金などのお受取り

年金支払開始日前日の積立金額を年金原資として、
ライフプランに合わせた受取方法を選択できます

年金・一括受取

年金のお受取方法を選択できます

●年金額は、年金支払開始日前日の積立金額（年金原資額）をもとに、アクサ生命が定める年金支払開始日における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）を用いて計算した金額となります。

●年金支払開始日前であれば、年金の種類を変更できます。ただし、確定年金から保証期間付終身年金に変更する場合には、年金支払開始時の被保険者の年齢が45歳以上である必要があります。また、確定年金の場合には、ご契約時に定めた年金支払期間を変更できます。

●一括受取の場合の受取額は、確定年金の場合は未払年金の現価、保証期間付終身年金の場合は残存保証期間中の未払年金の現価となります。

⚠年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は年金支払開始時点の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されるものです。

※年金額が1,000米ドル未満となる場合には、年金のお取り扱いはできません。この場合、年金原資額をご契約者に一時金としてお受取りいただきます。

※年金額（＊）の上限は3,000万円とします。3,000万円をこえる場合には、第1回目の年金額は通算して3,000万円とし、こえる部分については、第1回目の年金受取時にご契約者に一時金としてお受取りいただきます。

＊この保険の既契約やアクサ生命を引受保険会社とする他の年金商品などと通算し、年金支払開始日（その日が所定の金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日）におけるTTMレート（所定の金融機関が公示するその日最初のTTSレート（対顧客電信売相場）とTTBレート（対顧客電信買相場）の仲値）で円に換算した額です。

年金などのお受取り

終身死亡保障［終身死亡保障特則］

年金でのお受取りにかえて、終身にわたって死亡保障を継続することができます

●終身死亡保障特則を適用することにより、年金の全部または一部の受取りにかえて、死亡保障（死亡給付金・災害死亡給付金のお支払い）を終身にわたって継続することができます。

●終身死亡保障特則は、年金支払開始日前であればいつでも付加することができます。

●被保険者年齢が90歳の契約応当日に、終身死亡保障に移行します。

●ご契約の一部を終身死亡保障部分として指定することもできます。指定した部分の残りは年金でお受取り（または一括受取）いただきます。

●終身死亡保障部分の基本保険金額は、この特則適用の日の前日における基本保険金額にご契約者が指定した終身死亡保障部分の割合を乗じた額となります。

※終身死亡保障部分の積立金額が5,000米ドル未満となる場合には、終身死亡保障のお取扱いはできません。

※ご契約の一部を終身死亡保障部分として指定する場合には、ご契約者と年金受取人が同一人であることが必要です。

死亡時のお取扱いについて

被保険者がお亡くなりになった場合

年金支払開始日前に被保険者がお亡くなりになった場合には、死亡給付金をお支払いします

⚠被保険者が責任開始の日からその日を含めて3年以内に自殺した場合や、死亡給付金受取人の故意により死亡された場合などは死亡給付金などをお支払いしません。
※くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

●年金支払開始日前に被保険者が死亡された場合は死亡給付金をお支払いします。この場合の死亡給付金額は死亡された日の積立金額と基本保険金額のいずれか大きい金額となります。

●年金支払開始日前に所定の不慮の事故を原因として180日以内に死亡されたとき、または所定の感染症により死亡された場合は、死亡給付金に、災害死亡給付金を加算してお支払いします。災害死亡給付金額は被保険者が死亡された日の基本保険金額の50％相当額となります。

●積立金の一部引出を行なった場合、基本保険金額は積立金額と同一割合で減額されます。

・一部引出後の基本保険金額は、一部引出前の基本保険金額×（一部引出後の積立金額／一部引出前の積立金額）となります。

年金払特約により、死亡給付金を一時金でのお支払いにかえて、年金でお受取りいただくこともできます

●この特約を付加した場合は円でのお受取りとなります。

●死亡給付金（災害死亡給付金）を原資として、年金受取・一括受取のいずれかから選択することができます。

●年金の種類は、確定年金[年金支払期間：5・10・15・20年間のいずれか]となります。年金支払期間中、毎年同額の年金を死亡給付金受取人にお受取りいただきます。

●年金払特約は、ご契約時および運用期間中にご契約者が付加することができます。また、被保険者死亡後に死亡給付金受取人が付加することもできます。

●第1回目の年金は、アクサ生命が請求書類を受け付けた日を含めて5営業日以内にお支払いします。
第2回目以後の年金は、年単位の支払事由発生日（被保険者死亡日）にお支払いします。（被保険者死亡後に死亡給付金受取人が付加した場合は、年単位の特約を締結した日にお支払いします）

⚠この特約の年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は年金基金設定時の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されるものです。

※年金支払開始日前であれば、年金支払期間を変更できます。

※年金額が10万円未満となる場合には、年金受取のお取扱いはできません。この場合、一時金としてお受取りいただきます。

※年金額（＊）の上限は3,000万円となります。3,000万円をこえる場合には、この特約の第1回目の年金額は通算して3,000万円とし、こえる部分については、この特約の第1回目の年金受取時に、死亡給付金受取人に一時金としてお受取りいただきます。

＊アクサ生命を引受保険会社とする他の保険商品に付加した年金払特約や、他の年金商品などと通算した額です。

解約・積立金の一部引出について

【解約について】

⚠ 払いもどし金の額は、特別勘定資産の運用実績により増減しますので、一時払保険料を下回る場合があります

●契約日以後、年金支払開始日前（終身死亡保障に移行後を含む）にご契約を解約される場合には、払いもどし金をお受取りいただけます。

●払いもどし金の額は、解約の請求書類をアクサ生命が受け付けた日（解約日）の翌営業日の翌日（解約計算基準日）を基準として、下記のように算出します。（営業日とはアクサ生命およびニューヨーク証券取引所の営業日です）

払いもどし金額 ＝ 解約計算基準日における積立金額 － 解約控除額

解約控除額は、解約計算基準日における積立金額に下記の解約日までの経過年数に応じた解約控除率を乗じた金額となります。ただし、解約計算基準日が特別勘定繰入日前となる場合には、払いもどし金額は、基本保険金額（原則として一時払保険料と同額です。）となります。

経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年～
解約控除率	9%	8%	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%

※経過年数が、1年未満の期間については、切り上げて1年とします。

●積立金額（＊）の10％と同額までの積立金額（無償引出限度額）については、解約控除は適用されません。

＊解約日（引出日）の属する保険年度の初日における積立金額です。解約日（引出日）が契約日からその日を含めて1年以内の場合は一時払保険料とします。

【積立金の一部引出について】

●契約日以後年金支払開始日前であれば、積立金の一部引出を行なうことができます。

●積立金の一部引出を行なうときは、一部引出を行なう積立金額（一部引出請求金額）をご指定ください。

●積立金の一部引出をされる場合には、一部引出部分については解約と同様のお取扱いとなります。一部引出後の積立金額は、一部引出の請求書類をアクサ生命が受け付けた日（引出日）の翌営業日の翌日（一部引出計算基準日）（＊）を基準として算出します。

ただし、無償引出限度額と同額までの一部引出請求金額（引出日の属する保険年度内にすでに一部引出が行なわれている場合には、その一部引出請求金額の合計額を含みます。）については、解約控除額の計算の対象とはしません。（営業日とはアクサ生命およびニューヨーク証券取引所の営業日です。）

＊引出日の翌営業日の翌日が、積立金最低保証日から積立金最低保証日（その日が営業日でないときは翌営業日）の翌営業日までの各日にあたる場合、一部引出計算基準日は、積立金最低保証日（その日が営業日でないときは翌営業日）の翌営業日の翌日とします。

●積立金の一部引出を行った場合、基本保険金額も積立金額と同一割合で減額されます。

※請求金額が300米ドル未満の一部引出はできません。

※引出日前日における一部引出後の積立金額が5,000米ドル未満となる場合には、一部引出はできません。

諸費用について

ご契約者等にご負担いただくこの保険の費用は、次のとおりです。

※お客さまがご負担いただく下記各費用の合計額は、お客さまのご契約内容によって異なるため、表示できません。

【年金支払開始日前】※「終身死亡保障特則」の適用により、終身死亡保障に移行後も同様に控除されます。

●保険契約管理費

特別勘定名	保険契約管理費
アクサ・アロケーションファンド20	年率 1.13%
アクサ・アロケーションファンド50	年率 1.86%
アクサ・アロケーションファンド80	年率 3.16%

保険契約管理費は、死亡給付金の最低保証、積立金の最低保証、災害死亡給付金のお支払い、ならびに、ご契約の締結および維持に必要な費用で、各特別勘定の積立金額から毎日控除します。（ユニットプライスの計算後、費用の控除によりユニット数が減少します。）

※積立金の移転が行われた場合の移転後の保険契約管理費は、移転前後の保険契約管理費のうちいずれか高い方を適用します。また、契約日から所定の年数経過後は、積立金最低保証特約の消滅により、保険契約管理費が見直されます。くわしくは「ご契約のしおり・約款 ご契約についての大切なことがら 6.費用について」をご覧ください。

●運用関係費

特別勘定名	運用関係費（＊②）（特別勘定の運用などに必要な費用で、特別勘定が投資対象とする投資信託の管理報酬等が含まれます。）
アクサ・アロケーションファンド20	年率1.4%以内 管理報酬等は、投資信託の純資産額に対して、年率1.4%以内となります。（＊①）
アクサ・アロケーションファンド50	年率1.5%以内 管理報酬等は、投資信託の純資産額に対して、年率1.5%以内となります。（＊①）
アクサ・アロケーションファンド80	年率1.6%以内 管理報酬等は、投資信託の純資産額に対して、年率1.6%以内となります。（＊①）

運用関係費は、特別勘定の運用などに必要な費用で、各投資信託の純資産額から毎日控除します。（以上の費用を控除したうえでユニットプライスが計算されます。）

＊①管理報酬等は、運用会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社への報酬・費用、その他の費用（監査法人報酬など）で、各マザーファンドにおいて控除されます。
その他お客さまにご負担いただく費用には、有価証券の売買手数料および保有する有価証券の配当などに対する源泉徴収税などの諸費用がありますが、運用資産額や取引量などによって変動するため費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、各特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。

＊②運用関係費は、運用手法の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更となる可能性があります。

●解約控除

解約控除額は、解約計算基準日における積立金額に解約日までの経過年数に応じた解約控除率を乗じた金額となり、解約時に積立金額から控除します。

くわしくはP12「解約・積立金の一部引出について」をご覧ください。

【年金支払開始日以後】

●年金管理費

年金管理費
1.0%

年金管理費は、年金のお支払いや管理などに必要な費用で、年金額に左記割合を乗じた金額を、年金支払日に責任準備金から控除します。「年金払特約」による年金のお支払時も同様に控除されます。

※年金管理費は、将来変更となる可能性があります。

●円支払特約の適用により年金や死亡給付金などを円でお受け取りになる場合は、TTMレート（対顧客電信売買相場仲値）－40銭の為替手数料がかかります。（なお、為替手数料は将来変更となることがあります。）

※TTMレートは、円に換算する日（換算基準日）において所定の金融機関が公示する対顧客電信売買相場仲値（1日のうちに公示値の変更があった場合は、その日の最初の公示値）となります。

※換算基準日についてくわしくはP14「為替について」をご覧ください。

●年金などを米ドル建でお受け取りいただく場合、当社からの送金にかかる手数料は、お客さま（受取人）に負担していただきます。金額については送金する金額や取扱金融機関によって異なるため表示できません。

※円支払特約を適用し、年金などを円でお受け取りいただく場合には、アクサ生命からの送金にかかる手数料は、アクサ生命が負担します。

為替について

年金などの受取通貨は、「米ドル」、「円」のいずれかを選べます

【円でお受取りいただく場合】※円支払特約を付加していただきます。

●米ドル建の年金原資額などをもとに、円出金用レート（*①）にて円に換算した額が、円建の年金原資額などとなります。

●円に換算する日（換算基準日）は以下のとおりです。

・年金原資額（*②）：年金支払開始日（年金支払開始日が所定の金融機関の休業日の場合は翌営業日）

・死亡給付金額・災害死亡給付金額：死亡給付金、災害死亡給付金の請求書類をアクサ生命が受け付けた日の翌営業日

・払いもどし金額：解約（一部引出）計算基準日の翌営業日

※円出金用レート（*①）は、円に換算する日によって異なります。なお、このレートは将来変更となることがあります。

●年金払特約による年金受取額・一括受取額は、死亡給付金額などを円出金用レート（*①）にて円に換算した金額をもとに計算した金額となります。円に換算する日（換算基準日）は以下のとおりです。

・死亡給付金額・災害死亡給付金額：年金受取・一括受取の請求書類をアクサ生命が受け付けた日の翌営業日

※円出金用レート（*①）は、円に換算する日によって異なります。なお、このレートは将来変更となることがあります。

*①TTMレートー40銭となります。（所定の金融機関が公示するTTMレート（対顧客電信売買相場仲値）となります。）ただし、1日のうちに公示値の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。なお、円出金用レートは将来変更となる可能性がります。

*②年金原資額を円に換算した額をもとに年金額を決定します。第1回目の年金をお受取りいただいた後に、通貨を変更することはできません。

※年金払特約による死亡給付金の年金受取・一括受取の場合は、円でのお受取りのみとなります。

⚠【為替リスクについて】この保険は米ドル建ですので、外国為替相場の変動による影響を受けます。

●年金や給付金などの受取時における外国為替相場によって円に換算した年金や給付金などの額が、ご契約時における外国為替相場によって円に換算した年金や給付金などの額を下回る場合があります。

●受取時における外国為替相場によって円に換算した年金受取総額などが、払込時における外国為替相場によって円に換算した一時払保険料相当額を下回る場合があります。

《例》300万円を「1米ドル＝120円」のときに米ドルに交換し、
ⓐ「1米ドル＝130円」のときに再び円に交換した場合
ⓑ「1米ドル＝110円」のときに再び円に交換した場合

米ドル購入時に適用されるレート（*①） TTSレート
米ドル売却時に適用されるレート（*②） TTBレート

300万円 → 1米ドル＝120円 → 25,000米ドル → ⓐ1米ドル＝130円 → 325万円
25,000米ドル → ⓑ1米ドル＝110円 → 275万円

*①、②には差額があるため、為替相場に変動がない場合でも、その差額分だけ、米ドル購入時の円貨額に対して米ドル売却時の円に換算した額が減少します。

●一時払保険料のお払込みは米ドルになります。円貨にて一時払保険料を準備される方は、銀行などで米ドルをお求めください。
この場合、交換時の外国為替相場により円換算額が変動します。

税務のお取扱いについて

⚠記載の税務についてのお取扱いは、平成19年7月現在の税制に基づく一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは、将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、くわしくは、税務署などに必ずご確認ください。

税務のお取り扱いについては、一般の円建の生命保険と同様のお取り扱いとなります

米ドル建の年金額などが下記の基準にて円に換算されます。

	円に換算する日	換算レート（所定の金融機関が公示するその日最終のレート）
一時払保険料	保険料領収日	TTMレート（対顧客電信売買相場仲値）（*①）
年金額	年金支払日	TTMレート（対顧客電信売買相場仲値）（*①）
死亡給付金額 災害死亡給付金額	[相続税の対象となる場合] 被保険者の死亡日	TTBレート（対顧客電信買相場）（*②）
	[所得税の対象となる場合] 各給付金の支払日	TTMレート（対顧客電信売買相場仲値）（*①）
払いもどし金額	解約計算基準日・一部引出計算基準日	TTMレート（対顧客電信売買相場仲値）（*①）（*③）

*①平成18年7月4日付「『所得税基本通達の制定について』の一部改正について（法令解釈通達）」において、昭和45年7月1日付直審（所）30「所得税基本通達の制定について（法令解釈通達）」の、第4款の2「外貨建取引の換算」法第57条の3「《外貨建取引の換算》関係」57の3-1（いわゆる外貨建て円払いの取引）および57の3-2（外貨建取引の円換算）が改正になっております。この記載は、当改正内容を反映したものとなっております。

*②財産評価基本通達第1章4-3「邦貨換算」を根拠としております。

*③ただし、源泉分離課税の場合は、所得税法基本通達213-4を根拠として、お支払いはTTBレート（対顧客電信買相場）、その際の必要経費となる一時払保険料はTTSレート（対顧客電信売相場）を適用します。

※円支払特約を適用された場合の年金、死亡給付金、災害死亡給付金、払いもどし金や年金払特約による年金は、特約で定める換算基準日および換算レートにて円に換算した金額が基準となります。くわしくは、P14「円でお受取りいただく場合」をご覧ください。

・払込保険料について

一時払保険料相当額	一般の生命保険料控除の対象となります。（所得税と住民税が軽減されます。）

※年金受取人または死亡給付金受取人がご契約者本人またはその配偶者もしくはその他の親族の場合に適用されます。

※個人年金保険料控除の対象とはなりません。

・解約差益の発生時（払いもどし金額が必要経費を上回った場合）にかかる税務について

	確定年金	保証期間付終身年金
解約差益（ご契約後5年以内の場合）	20%源泉分離課税	所得税（一時所得）、住民税
解約差益（ご契約後5年超の場合）	所得税（一時所得）、住民税	

税務のお取扱いについて

・死亡給付金などのお受取り時にかかる税金について

ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	一時金でお受取りいただく場合	年金でお受取りいただく場合 ※「年金払特約」を付加された場合に限ります。
A	A	B	相続税（*①）	相続税（*①）（*②）（*③）
A	B	A	所得税（一時所得）、住民税	なし（*③）
A	B	C	贈与税	贈与税（*②）（*③）

*①死亡給付金受取人が相続人の場合、他の生命保険金（被保険者がお亡くなりになった場合にお受取りになるものに限ります）と合算して、「500万円×法定相続人数」まで非課税扱いとなります（「法定相続人数」には、相続を放棄した人も含まれます）。
〈相続税法第12条〉

*②お支払い事由が発生した時点で、年金受給権が課税の対象となります。
〈相続税法第24条〉
※被保険者が生存されている間に「年金払特約」を付加された場合に限ります。

*③年金受取時に、別途、所得税（雑所得）、住民税の対象となります。

・年金のお受取り時にかかる税金について

	年金でお受取りいただく場合	一括でお受取りいただく場合
確定年金	所得税（雑所得）、住民税	所得税（一時所得）、住民税
保証期間付終身年金		所得税（雑所得）、住民税

※ご契約者と年金受取人が異なる場合には、年金受取開始時に、別途、年金受給権が贈与税の対象となります。

ご契約の流れについて

ご契約の流れは以下のとおりです。※標準的なケースであり、異なる場合があります。

お取扱いについて

項目	内容		備考
契約年齢（被保険者）（*1）	0歳～80歳（保険年齢（*2））		（*1）契約日における年齢です。 （*2）満年齢の6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超1年未満は1歳切り上げて計算します。
年金支払開始年齢（被保険者）	90歳（保険年齢（*2））		
運用期間	10年～90年		
基本保険金額（一時払保険料）	最低：30,000米ドル		1,000米ドル単位
	最高:円換算額が5億円となる金額 ※この円換算は、申込日の属する月の前月の最終営業日におけるTTMレート(所定の金融機関が公示するその日最初のTTSレート（対顧客電信売相場）とTTBレート（対顧客電信買相場）の仲値)で計算します。 ※ご契約者ごとに通算500万米ドルを上限とします。		
保険料払込方法	一時払		
診　査	医師の診査は不要（告知書扱）		
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除）の対象となります。 お申込み後、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除のお申出*をいただいた場合には、お払い込みいただいた一時払保険料を米ドルにて全額返戻いたします。 *ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除の意思を表示した書面（封書）をアクサ生命に発信（8日以内の消印有効）いただくことをいいます。		

基本保険金額の増額について

お取り扱いいたしません。

契約者貸付について

お取り扱いいたしません。

すえ置期間付年金への移行について

契約日から10年経過後かつ年金支払開始日前であれば、すえ置期間付年金へ移行することができます。

・移行後は、特別勘定による運用はいたしません。
・すえ置期間中は、移行日（移行の請求書類をアクサ生命が受け付けた日の翌営業日の翌々日）前日における積立金額にアクサ生命が定める利息をつけて積み立てます。
・移行後の年金支払開始日は、移行の際に指定していただきます。

	すえ置期間	年金支払開始日
日単位	最長1年間	移行日からその日を含めて1年以内の各日
年単位	最長10年間	移行日の年単位の契約応当日

※移行日前日における積立金額が5,000米ドル未満となる場合には、すえ置期間付年金への移行のお取り扱いはできません。

アフターサービスについて

ご契約後、郵送、インターネット、携帯電話を通じて、各種情報をお知らせします
また、専用ダイヤルにて、各種お問合せ、ご請求などを承ります

郵送で

通知名	通知時期	通知内容
ご契約状況のお知らせ	年4回	○ご契約内容 ○通知作成日における保障内容 ○特別勘定の現状 など
運用実績レポート	年4回	○特別勘定の運用実績（ユニットプライス）など
特別勘定の現況	年1回	○1事業年度内における特別勘定の詳細
積立金最低保証のお知らせ	積立金最低保証日の約3ヵ月前	○積立金額 ○積立金最低保証額　など

電話で

カスタマーサービスセンター **TEL 0120-948-193**

受付時間	受付内容	
平日 9:00～17:00 ※土･日･祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます。	各種お問合せ	○円出金用レート ○積立金額 など
	各種お手続きに関する書類請求	○契約内容変更 ○解約 ○積立金の一部引出 ○住所変更 ○年金支払開始日の変更　など

インターネットで

URL http://www.axa.co.jp/life/

情報更新時期	情報内容
毎営業日（10:30頃）	○円出金用レート
毎営業日	○ご契約内容
毎営業日	○ユニットプライス
年12回	○運用実績レポート
年1回	○特別勘定の現況:1事業年度内における特別勘定の詳細
年1回	○決算報告書:アクサ生命の1事業年度内における決算報告書

携帯電話で

URL http://www.axa.co.jp/i/

情報更新時期	情報内容
毎営業日（10:30頃）	○円出金用レート

※対応機種をお持ちの方は、左記のQRコードを読み取るだけで、簡単にアクセスできます。
※読取方法につきましては、各機種の取扱説明書をご覧ください。
※QRコードは、（株）デンソーウェーブの登録商標です。

MEMO